



HOSEI Univ.

多面的機能を考える

農業「基本法」改正と“多面的機能”を考えるつどい

2023年 1月21日

法政大学 西澤 栄一郎

農業の多面的機能

●食料・農業・農村基本法

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(第3条)

よい影響のみ

●OECD(2001)“Multifunctionality: Towards an Analytical Framework”

農産物と一体的に生産される非農産物で、外部性または公共財の性質を持っていて、その市場が存在しないか十分に機能しないもの

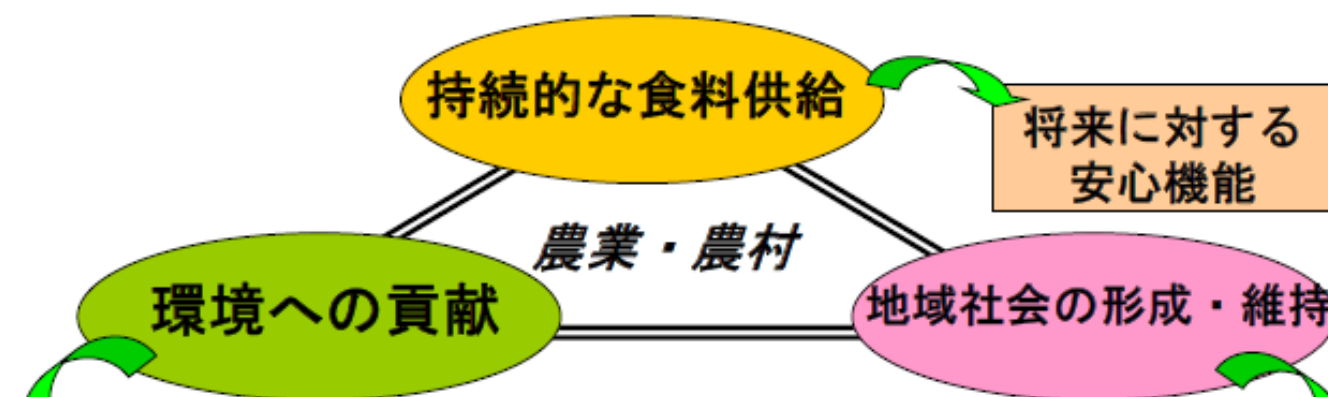
悪い影響(負の外部性)も含む

具体的な機能



(3) 分類 (日本学術会議)

農林水産省資料



1. 物質循環系の形成

1) 水循環制御

- 洪水防止
- 土砂崩壊防止
- 土壌侵食（流出）防止
- 河川流況の安定
- 地下水かん養

2) 環境負荷緩和

- ・ 水質浄化
- 有機性廃棄物分解
- 大気調節（大気浄化、気候緩和など）
- ・ 資源の過剰な集積・収奪防止

2. 二次的自然の形成・維持

① 生物多様性保全

- ・ 生物生態系保全
- ・ 遺伝資源保全
- ・ 野生動物保護

② 土地空間保全

- ・ 優良農地の動態保全
- ・ みどり空間の提供
- ・ 日本の原風景の保全
- ・ 人工的自然景観の形成

1. 地域社会・文化の形成・維持

- 1) 地域社会の振興
- ② 伝統文化の保存

2. 都市的緊張の緩和

- ① 人間性の回復、保健休養、やすらぎ
- ② 体験学習と教育

○印: 主な多面的機能として、本資料において解説

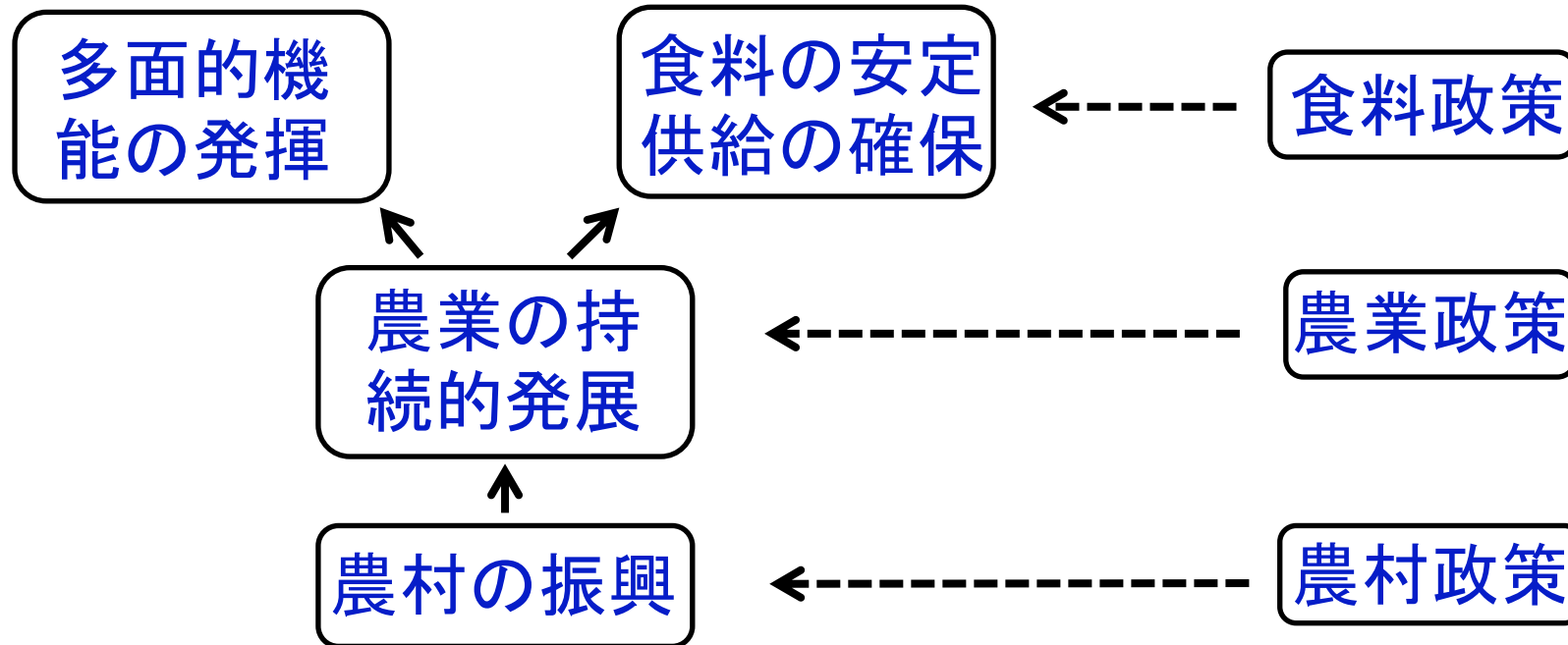
下線: 物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会等の討議内容を踏まえて評価を実施

具体的な多面的機能

- EU
 - 持続的発展
 - 環境の保全
 - 農村地域の維持
 - 貧困の削減
- スイス
 - 天然資源の持続的利用
 - 環境の保全
 - 農村地域の振興
 - 貧困の削減
 - 地域社会の維持
 - 食料安全保障
- ノルウェー
 - 農村地域の振興
 - 食料安全保障
 - 文化的遺産
 - 農業景観
 - 生物多様性
 - 国土の保全
 - 高水準の動植物衛生
- 韓国
 - 農村地域の振興
 - 環境の保全
 - 食料安全保障

国内法における多面的機能

食料・農業・農村基本法の4つの基本理念



- 多面的機能の発揮に関する施策が基本法に記されていない
→ 農業を営んでいれば自動的に多面的機能が発揮される

「その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能」(多面的機能発揮促進法2条)

国内法における多面的機能(つづき)

- 農業の環境負荷は対象外

よい影響(プラスの効果)だけを考えている

悪い影響は農業政策のところで扱っている

- ・ **農業の自然循環機能**(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能)の維持増進が農業の持続的な発展に必要として、それに関する施策として「農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる」(32条)と規定している

農業に必要な範囲での自然環境の保全?

- 機能間のトレードオフを考慮していない

例: 水田の中干し

中干しはメタンの発生を抑えるが、カエルやトンボの生育に影響

なぜ多面的機能なのか？

- 農業に税金を投入する根拠 ← 農産物貿易交渉
- GATT ウルグアイ・ラウンド 1986～93 農産物が焦点の一つ

- 背景

1972 ソ連の穀物不作 輸出国から輸入国に

それまでは家畜向けの穀物を減らしていた

石油危機 穀物価格の高騰 → 食料危機

・アメリカ、ヨーロッパでの増産 過剰在庫

→ 補助金をつけて輸出

・EC 食料純輸出地域に 1983

- 結果

包括的関税化 すべての非関税障壁を関税に置き換え

世界貿易機関(WTO)の設立 農業協定

WTO農業協定(1995～)

- 国境措置 原則関税化
- 輸出補助金 一定割合を削減
- 国内支持(補助金など)

政策を3分類(+支出額の少ない政策) 黄、青、緑

黄の政策(amber box)は削減対象

面積・生産量・頭数に応じて支払われるもの

→生産刺激的(市場均衡量より生産が増える)

→貿易歪曲的(自由競争をゆがめ、過剰を促進する)

対応:生産と支払いの分離 デカップリング

現在の生産水準と切り離された、生産者への直接支払い

WTO農業交渉

- さらなる関税引き下げの議論

- 1990年代後半

多面的機能という考え方を認めるかどうかの議論

日本、韓国、EUなど vs. 農産物輸出国

OECDによる分析、暫定的定義

- 2000年代前半

多面的機能から非貿易的関心事項へ

WTO農業協定:「交渉では食料安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮する」

食品の安全性や動物福祉も含む



国際交渉、EUの共通農業政策では使われなくなる

農業政策における環境配慮

- EUの共通農業政策における農村振興政策の3つの目標
 - ・長期的な食料安全保障を確保する、スマートで強靱で多様な農業の育成
 - ・生物多様性を含む環境保護と気候対策を支援・強化し、パリ協定に基づくコミットメントを含む、EUの環境および気候関連の目的の達成への貢献
 - ・農村地域の社会経済的仕組みの強化
- アメリカの農業法
 - 第2章は保全(Conservation) 農業環境政策を規定
- 河川法
 - 1997年の改正で治水・利水に加え、河川環境の整備・保全が目的に

基本法の変遷

農村基本法

食料・農業・農村基本法

新基本法?

食料

農業

農村

農業の発展と
農業従事者の
地位向上

食料の安定
供給の確保

多面的機
能の発揮

食料の安定
供給の確保

農業の持
続的発展

農業の持
続的発展

環境の保全

農村の振興

農村の振興

- 農業基本法から食料・農業・農村基本法へ
農業・農業者だけが対象→食料と農村も対象に
目的: 農業の発展と農業従事者の地位向上
→ 国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展

新しい食料・農業・農村基本法のすがた

- 食料・農業・農村に加え環境も重視すべき
- 環境配慮の組み込みかた
- 「環境の保全」を目的または基本理念に明記

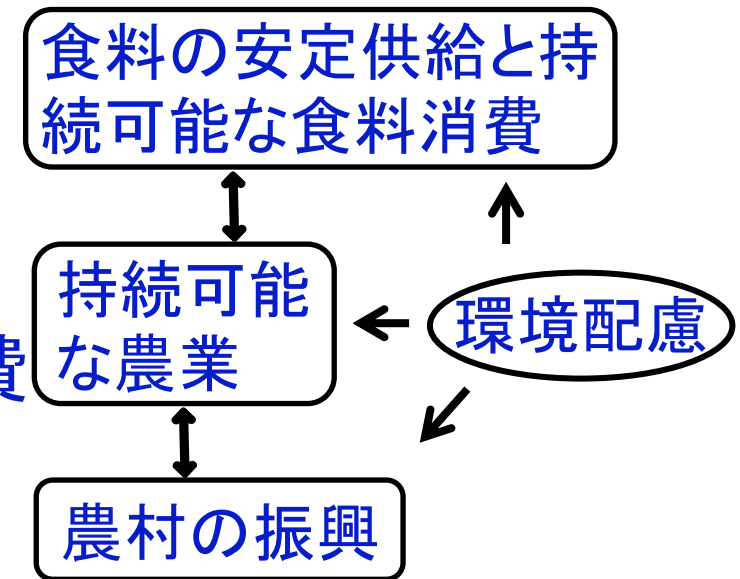
or

- 基本理念を修正

持続可能な農業 SDGs 目標2

食料の安定供給と持続可能な食料消費

SDGs 目標2&12 食品廃棄の半減



いずれにせよ、多面的機能という概念にこだわる必要はない
多面的機能から生態系サービスへ

ただし、基本法の改正で自動的に個別施策が変わるわけではない